

佐賀県規則第11号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則
佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（条例別表第1の1の項に規定する規則で定める事務）</u></p> <p>第2条 <u>条例別表第1の1の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施に関する事務</u></p> <p><u>（2）生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う当該保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>（3）生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による生活に困窮する外国人の保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う当該保護の変更に関する事務</u></p> <p><u>（4）生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の停止又は廃止に関する事務</u></p> <p><u>（5）生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する資料の提供等の求めに関する事務</u></p> <p><u>（6）生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護を必要としなくなったと認めた場合に当該外国人に支給する給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>（7）生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護における進学・就職準備給付金の支給の申</u></p>	<p>第2条 削除</p>

改正前	改正後
<p><u>請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>(8) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に要する費用の返還に関する事務</u></p> <p><u>(9) 生活保護法第77条第1項、第78条第1項から第3項まで又は第78条の2第1項若しくは第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に係る徴収金の徴収に関する事務</u> <u>(条例別表第1の4の項に規定する規則で定める治療及び事務)</u></p> <p>第5条 <u>条例別表第1の4の項に規定する規則で定めるウイルス性肝炎の患者に対する治療は、ウイルス性肝炎（B型肝炎又はC型肝炎に限る。）の患者に対するインターフェロン治療その他の抗ウイルス治療とする。</u></p> <p>2 <u>条例別表第1の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 前項に規定する治療に要する費用に充てるための助成金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>(2) 前号の助成金の受給者に対し交付される肝炎治療受給者証に関する事務</u></p>	<p>第5条 削除</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。